

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月
② 昭和40年2月から同年3月まで
③ 昭和40年4月から同年9月まで

私の申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、国民年金手帳の領収印のとおり納付していた。最近になって、何十年も前の保険料を当時の保険料額で返されても納付できない。私の年金記録を納付済み訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人の所持する国民年金手帳に国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されているところ、当該保険料納付については、年金事務所において、平成22年9月9日及び23年4月6日にそれぞれ還付決議が行われている。

しかしながら、上記手帳に保険料を納付したことを示す検認印が押されていることにより、申立期間①及び③の保険料は現年度納付していることが確認でき、昭和40年1月の時点で任意加入の申出をしたものと認められることから、その後も保険料を納付しているにもかかわらず、同年1月の時点で遡って国民年金の被保険者資格を喪失していることは不自然である。

一方、申立期間②については、申立人の国民年金手帳に検認印が無く、申立人が所持するA社会保険事務所（当時）発行の過年度納付書につづり合わされていた領収証書にも領収印は無いことから、過年度納付書が発行された時点で、申立期間②は未納であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月及び同年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年3月まで

私は、昭和53年5月に会社を退職し、国民年金の加入手続を行った。加入当初、1年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年5月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間以降は60歳までの長期間にわたり保険料を納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立期間は11か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月から同年12月までの期間、平成3年11月、5年1月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月及び同年4月
② 昭和52年1月
③ 昭和58年5月及び同年6月
④ 昭和60年1月
⑤ 昭和62年12月から63年12月まで
⑥ 平成3年11月
⑦ 平成5年1月
⑧ 平成5年8月

私は、時期は覚えていないが、A区役所で国民年金の加入手続を行い、前妻が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

また、昭和62年12月以降は、私の後妻が申立期間⑤から⑧までの保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A区役所で国民年金に加入し、昭和62年12月以降は、後妻が申立期間⑤から⑧までの国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年3月27日に社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、払出日以降に申立人は国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、払出日以降の期間の保険料は現年度納付が可能である。

申立期間⑥、⑦及び⑧については、1か月と短期間である上、オンラ

イン記録によると、前後の期間は現年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料を納付したとする申立人の後妻の保険料は全て納付済みとなっていることから、申立人の後妻が当該期間の保険料と一緒に納付したと考えるのが自然である。

申立期間⑤については、申立人は昭和 62 年 11 月に離婚した後、63 年 9 月に再婚し、申立期間⑤の保険料は後妻が納付したと申述しているところ、申立期間⑤の保険料を納付したとする後妻は、当該期間における保険料が全て納付済みとなっていることから、申立期間⑤のうち後妻と婚姻後である同年 9 月から同年 12 月までの保険料は、申立人の後妻が自身の保険料と一緒に納付したと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間⑤のうち昭和 62 年 12 月から 63 年 8 月までの期間は、申立期間⑤の保険料を納付したとする後妻とは婚姻前の期間である上、後妻に申立期間⑤における保険料の納付状況について照会したところ、「当時、2 か月から 3 か月遡って保険料を納付することはあったかもしれないが、1 年単位で遡って納付したことがあったかどうかははっきりしない。」と述べていることから、当該期間における保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間①から④までについては、平成 3 年 2 月 6 日付けで厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格を訂正及び追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であり、記録が訂正及び追加処理されるまではいずれの期間も国民年金に未加入の期間であったことが推認される上、当該訂正及び追加処理を行った時点において、当該期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人の保険料を納付したとする前妻は、オンライン記録において、申立期間①から④までは未納期間である上、前妻とは連絡を取ることができず、当該期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立期間について、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 3 年 11 月、5 年 1 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

私は、仕事を辞めている時期に、健康保険に加入していなかったため、病院に行けずに困ったので、いつの時期かは思い出せないが、A町（現在は、B市）役場に国民健康保険の加入手続に出向いた。そこで、国民健康保険の担当窓口の女性職員に国民年金にも加入するように言われ、加入手続を行い、母からもらったお金と合わせて、国民年金保険料を一括で納付したことを覚えている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、平成5年9月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、A町役場に国民健康保険の加入手続に出向き、国民健康保険の担当窓口の職員に国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について教示され、役場において保険料を一括で納付したと主張しているところ、B市は、申立期間当時、A町役場では国民健康保険と国民年金の担当窓口は同一の部署にあり、現年度保険料は役場内の出納室等で納付が可能であったと回答していることから、申立人の申述内容に不自然さはみられない上、申立期間は加入当初の7か月と短期間であることを考慮すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日及び同社C事業所における資格取得日に係る記録を20年11月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年4月1日まで
② 昭和22年5月25日から28年4月1日まで

私の父は、昭和14年9月から54年3月までD社に継続して勤務し、定年退職するに当たり39年間の永年勤続表彰(感謝状)をもらっていることから、D社に継続して勤務してきたことは明らかである。厚生年金保険の被保険者として、20年4月1日から21年4月1日までのA社B事業所又は同社C事業所に勤務していた期間及び22年5月25日から28年4月1日までのE事業所(現在は、F事業所)に勤務していた期間の被保険者記録が欠落していることに納得できないので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、F事業所から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和20年11月28日に同社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和20年3月の社会保険事務所(当時)の記録から110円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C事業所は昭和21年4月1日に適用事業所となっており、申立期間のうち、20年11月28日から21年4月1日までの期間について適用事業所としての記録が無いが、同社B事業所及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社B事業所を申立人と同じく20年4月1日に資格喪失と記録されて、同社C事業所に21年4月1日に資格取得している元同僚は、申立人を含めて9人が確認でき、これら元同僚も、申立人と同じく同社B事業所から同社C事業所に継続して勤務していたと認められることから、同社C事業所は、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件（従業員5人以上）を満たしていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①のうち、昭和20年4月1日から同年11月28日までの期間は、A社B事業所は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、当該期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間①のうち、昭和20年11月28日から21年4月1日までの期間は、A社C事業所は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、F事業所から提出された人事記録により、A社が昭和22年5月25日にG省（当時）に移管され、24年6月1日にH（法令）の施行に伴い同省の職員となっていることが確認できる。

また、申立人が所属していたI省J事業所が、法律改正によって昭和27年8月にK（機関）に移行していることが確認できることから、申立人は、申立期間②において国家公務員及びそれに準ずる身分であったと認められ、国家公務員共済組合に加入していたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②において、申立人が国家公務員共済に加入し、昭和28年4月1日にA社L事業所において厚生年金保険の被保険者になるに際して、一時金を支給されていたか否かは、当時の関係資料が無く不明である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成7年5月及び同年6月は20万円、同年7月から9年3月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から9年4月30日まで

私は、A社に平成5年5月1日から9年4月30日まで勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与支給額に相当する標準報酬月額より低くなっているため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年4月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その翌日の同年5月1日付けで、申立人の標準報酬月額が7年5月及び同年6月については20万円から、同年7月から8年9月までの期間については28万円からそれぞれ9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、平成8年10月の定時決定については、9年5月1日付けで処理されており、8年10月の時点において、当該事業所から適正に算定基礎届が提出されなかったことから、他の期間と同様に遡及して処理された可能性がうかがわれる。

さらに、元同僚も平成9年5月1日付けで標準報酬月額が遡及して訂正されており、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

加えて、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間は監査役に就任しているが、監査役は会社の業務執行に関与する立場に無い上、申立人は、「監査役への就任は、社長に頼まれて名前を貸しただけで監査

役の仕事はしておらず、当時はB（業務）をしていたので、社会保険関係の事務には全く関与していない。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年5月及び同年6月は20万円、同年7月から9年3月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和54年3月31日付けでA社を退職し、同年3月分の厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人のA社における離職日は、昭和54年3月31日であることが確認できる。

また、B社は、給与は月末締めで、保険料は翌月控除であったと回答しているところ、申立人から提出された昭和54年3月の給与支給明細表及び同月の所定時間外賃金に係る給料支払明細書において、それぞれ厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和54年3月の所定時間外賃金に係る給料支払明細書から、14万2,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、申立人の資格喪失日を昭和54年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和53年9月30日付けでA社を退職し、同年9月分の厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職願の写しにおいて、申立人は、昭和53年9月30日付けで退職したい旨を記載しているところ、所属長の意見として、同年9月30日まで勤務させたいとの記載がある上、B社の人事担当者は、申立期間について申立人の主張どおりの在籍を認めている。

また、申立人の雇用保険の加入記録における離職日は昭和53年9月29日であり、その翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合しているが、同年のカレンダーにおいて、9月30日は土曜日であり、申立人に係る社会保険の資格喪失等の手続に際し、金曜日である9月29日付けで退職したこととして届出を行ったことが推認される上、申立人の夫は、オンライン記録において、54年3月30日（金曜日）で資格喪失と記録されているところ、同年3月の所定時間外賃金に係る給料支払明細書により、同月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、申立人の資格喪失日を昭和53年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和40年6月1日、資格喪失日は42年7月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月1日から42年7月30日まで

私の母は、申立期間に当時のB事業所(現在は、C事業所)でD(業務)をしていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査をしてほしい。

(注)申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB事業所に勤務していたと主張しているところ、申立人の上の弟がE社を退職後に勤務しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日も同一の未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人の下の弟でありC事業所の事業主は、「申立人は申立期間において、同社の前身であるB事業所において事務員として勤務していた。一方、私の兄(申立人の上の弟)がE社を退職してA社の役員として迎えられた際に、申立人も役員になったと記憶している。」と供述していることから、申立人は申立期間において、A社の役員として在籍していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の上の弟のA社の被保険者資格取得年月日は、昭和40年6月1日となっているところ、上記の未統合の被保険者記録の取得年月日も同日となっており、申立人の下の弟の供述と

符合することから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 40 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、42 年 7 月 30 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和51年3月10日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月1日から同年3月10日まで
私は、昭和33年4月にA社に入社してから、平成11年2月に同社を退社するまで継続して勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録が昭和51年3月1日から同年3月10日までの期間欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿、C健康保険組合から提出された健康保険組合適用台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（昭和51年3月10日に同社B事業所から同社C支店に異動）していることが確認できることから、申立人のA社B事業所に係る資格喪失日の記録を、同年3月10日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額に係る記録を平成15年8月4日は33万1,000円、同年12月15日は48万6,000円、17年8月1日は31万5,000円、20年8月12日は34万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月4日
② 平成15年12月15日
③ 平成17年8月1日
④ 平成20年8月12日

私は、平成5年6月1日から現在までA社に継続して勤務しているが、15年8月、同年12月、17年8月及び20年8月の賞与明細書から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録から欠落していることに納得できない。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立期間において、申立人が主張するとおり、賞与が支給され、賞与支給額に見合う標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により、平成15年8月4日は33万1,000円、同年12月15日は48万6,000円、17年8月1日は31万5,000円、20年8月12日は34万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から6年10月1日まで
私の年金記録を確認したところ、平成3年10月からの標準報酬月額が8万円になっているが、申立期間当時、手取りで約40万円の給料をもらっていたので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年2月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録によりその4日後の同年2月20日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録が、47万円から8万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所が適用事業所でなくなった日に当該事業所に在籍していた事業主及び元同僚3人についても、申立人と同様に平成3年10月1日に遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、事業主及び元同僚は、「申立人はB（業務）を担当しており、社会保険事務は別の者が担当していた。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の記録訂正は、有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月1日から同年9月1日まで

私は、昭和40年にA社に入社し、同社がC社となった後も平成8年2月まで継続して勤務していた。申立期間は同社本社に在籍し、D国のE事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した職員カード、事業主照会回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社F事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から、昭和46年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月11日は52万1,000円、同年12月12日は56万8,000円、16年7月9日は56万6,000円、同年12月14日は52万8,000円、17年7月13日は60万9,000円、同年12月14日は65万4,000円、18年7月13日は24万2,000円、19年7月19日は22万1,000円、同年12月14日は24万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月14日
⑤ 平成17年7月13日
⑥ 平成17年12月14日
⑦ 平成18年7月13日
⑧ 平成19年7月19日
⑨ 平成19年12月14日

私は、A社に勤務し、総報酬制が導入された平成15年4月から19年12月まで夏期と冬期合わせて10回の賞与が同社から支給されたが、私の標準賞与額の記録は18年12月の賞与に該当するもの1回しか無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標

準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は総支給額から、平成15年7月11日は52万1,000円、同年12月12日は56万8,000円、16年7月9日は56万6,000円、同年12月14日は52万8,000円、17年7月13日は60万9,000円、同年12月14日は65万4,000円、18年7月13日は24万2,000円、19年7月19日は22万1,000円、同年12月14日は24万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和54年11月30日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年1月から同年6月までは28万円、同年7月から同年10月までは32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月31日から同年12月13日まで

私は、昭和42年8月16日にB社に入社し、A社に名称変更した後も、54年12月12日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和54年11月30日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失している元同僚は、「申立人は、当該事業所が解散するまで勤務していた。」と証言している。

また、当該事業所は、昭和54年11月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について同年7月に随時改定、同年10月に定時決定がそれぞれ行われているにもかかわらず、申立人の資格喪失日を遡って同年1月31日とする届出が同年12月5日に行われたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、当該事業所の申立期間当時の監査役は、「資格喪失日の遡及処理については事業主が行い、申立人は当該処理には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及した資格喪失日の届出

に關与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 1 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 30 日であると認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和 54 年 1 月から同年 6 月までは 28 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 32 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月 30 日から同年 12 月 13 日までの期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間である上、雇用保険の加入記録でも勤務が確認できず、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月31日から43年1月1日まで

私は、A社に昭和41年3月1日に入社し、その後、親会社であるB社に43年1月1日付けで異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、42年12月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主照会回答書、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述により、昭和43年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料は無い上、事業主が資格喪失日を昭和43年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを42年12月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における資格取得日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、船舶所有者が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月13日から同年11月1日まで

私は、昭和43年8月から同年11月までA氏所有の「B丸」に乗船しC（業務）に従事したが、船員保険の加入記録が同年11月1日から同年11月27日までしかない。C（業務）は通常8月中旬から開始されるものであり、同年11月1日に資格取得している船員保険の記録には納得できないので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B丸の船員保険被保険者名簿において、申立期間におけるC（業務）に係る船員保険の被保険者資格を昭和43年8月13日付けで取得している者が27名おり、そのうちの2名が、同年8月20日付けで被保険者資格取得を取り消され、申立人を含む2名が同年10月16日及び同年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、昭和43年10月16日に被保険者資格を取得している元同僚の船員手帳によれば、雇入日が同年8月10日、雇止日が同年11月26日であることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和43年8月13日に被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人とは中学校の同級生で、知人の紹介でB丸と一緒に乗船し、最後までC（業務）を一緒に行った。」と供述している上、D（職種）として乗船していた元同僚は、「C（業務）のように4か月と期間が長い場合は、途中で怪我をされると困るので健康保険に

加入させていた。船員保険は、年金、健康保険及び失業保険を含めた保険なので、申立人も年金に加入しており、給与から船員保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険の資格取得時の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を船舶所有者が納付する義務を履行したか否かについては、当該船舶所有者が死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、船舶所有者が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月1日から37年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を36年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年11月から同年12月までは1万4,000円、37年1月から同年4月までは1万8,000円、同年5月から同年8月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から37年9月1日まで

私は、昭和36年8月1日から平成4年9月1日まで、A社に勤務し、終始、厚生年金保険に加入していたはずであるが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。昭和37年1月から同年12月までの給与明細書を提出するので、申立期間の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における雇用保険の加入記録、同社発行の「C」及びD健康保険組合の回答から判断すると、申立人は申立期間についてA社において勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「私は、入社直前まで別の会社でE（業務）に携わっていたことから、3か月の試用期間を経て、昭和36年11月から正社員になったと思う。」と供述しているところ、申立人と同様に、「C」に36年8月入社と掲載されている元同僚は、「私が保存している36年8月20日付け採用辞令には、「F（部門）試用」と記載されており、同年9月25日に入社後初めて支給されたと思われる給与明細書には、厚生年金保

険料が控除されておらず、同年12月25日と印字された給与明細書には、保険料350円が控除された旨記載されていることから、試用期間中は保険料が控除されず、同年12月に正社員になってから保険料が控除されたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月1日から37年9月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を36年11月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所がD健康保険組合に提出した「健康保険被保険者資格取得届」により、昭和36年11月から同年12月までは1万4,000円、申立人から提出された給与明細書により37年1月から同年4月までは1万8,000円、同年5月から同年8月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年8月1日から同年11月1日までの期間については、上記のとおり、申立人は試用期間として勤務し、保険料は控除されていなかったものと推認できる上、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、事業主は、申立人が昭和44年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年3月27日から44年1月1日まで
② 昭和44年1月1日から同年6月1日まで
③ 昭和44年6月2日から46年11月25日まで
④ 昭和46年12月1日から48年4月1日まで
⑤ 昭和48年4月1日から同年8月1日まで

私は、申立期間①、③、④及び⑤について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無いので納得できない。

また、申立期間②において、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が昭和44年1月1日までしかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和44年1月1日と記録されている。

しかし、当該事業所から提出された「44年5月度店限社員退社順名簿」により、申立人は昭和44年5月31日付けで退職していることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る当該事業所における被保険者資格喪失日は昭和44年6月1日と記載さ

れていることが確認でき、当該事業所から提出された上記退社順名簿と一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 44 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 43 年 12 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

2 申立期間①、③、④及び⑤について、オンライン記録では、当該期間を対象として、昭和 48 年 12 月 24 日に脱退手当金が支給された記録となっている。

しかし、上述のとおり、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は昭和 44 年 6 月 1 日であると認められるところ、同一事業所に継続して勤務している期間のうちの一部の期間についてのみ脱退手当金が支給された記録となっているのは不自然である。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、その表示も無い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

私は、A事業所に、昭和39年3月から51年10月末日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっている。申立期間も確かに勤務したはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において、申立期間当時、経理事務の責任者は、「申立人はB(業務)を担当しており、B(業務)の性質上、月末まで仕事をして退職したはずだ。」と供述しており、申立人が昭和51年10月31日まで当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は「厚生年金保険料控除は当月控除だった。」と供述しているところ、後任の事務担当者を含む複数の元同僚は、「昭和51年当時は当月控除だったが、当時の所長の提案で55年に翌月控除に切替えた。」と供述しており、申立人の供述と一致することから、申立人は当該事業所の最後の給与から社会保険料を控除されていたものと推認できる。

さらに、当該事業所は、「当時の社会保険担当者は、既に退職しているが、月末退職が通常であり、担当者の届出誤りだと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和51年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）（事業所記号：C）における資格取得日に係る記録を昭和40年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月は2万6,000円、同年2月は3万円、同年3月は2万8,000円、同年4月から同年5月までの期間は3万円、同年6月は2万6,000円、同年7月は3万円、同年8月は2万8,000円、同年9月から同年12月までの期間は3万円、41年1月は2万8,000円、同年2月から同年3月までの期間は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月31日から41年4月1日まで

私は、昭和38年4月にA事業所に入社し、40年1月29日（金曜日）に一旦退職したが、その2日後の31日（日曜日）には、事業主に陳謝して再入社したにもかかわらず、同年1月31日から41年4月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によれば、A事業所において昭和40年1月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、41年4月1日に同社において再度資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人は、「昭和40年1月29日に当該事業所を一時的に退職したが、その2日後には事業主に陳謝して再入社した。」と具体的に申述しているところ、申立期間当時の事業主の息子が「申立人は、一時的に退職したが、すぐに再雇用手続を執った。その当時は人手不足で、二人（申立人を含む。）の社員に同時に辞められ、困惑したことを覚えている。」

と供述しており、当該事業所において申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得している元同僚二人は、「申立人が 40 年 1 月末日で離職したということではなく、私が退職した同年 8 月時点で、申立人は継続して勤務していた。」とそれぞれ供述している上、申立人の所持する当該事業所の給料支払明細書により、申立人は、当該事業所に申立期間を含めて勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、昭和 40 年 1 月は 2 万 6,000 円、同年 2 月は 3 万円、同年 3 月は 2 万 8,000 円、同年 4 月から同年 5 月までの期間は 3 万円、同年 6 月は 2 万 6,000 円、同年 7 月は 3 万円、同年 8 月は 2 万 8,000 円、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 3 万円、41 年 1 月は 2 万 8,000 円、同年 2 月から同年 3 月までの期間は 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 3899

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年3月21日まで
A社における私の平成3年4月1日から5年3月21日までの標準報酬月額が、私が知らないうちに引き下げられていたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初申立人が主張する22万円と記録されていたところ、当該事業所が、平成5年3月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の同年4月30日付けで、3年4月1日に遡及して標準報酬月額を18万円に引き下げていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び元同僚（7人）全員についても、遡及して標準報酬月額の訂正処理がなされている。

さらに、当該事業所の元社会保険担当者は、「当時、社会保険料の滞納があり、全て社長が対応していた。」と回答している。

加えて、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は役員でなかったことが確認できる上、元同僚は、「申立人は、B（業務）を担当していた。」と供述していることから、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 2 月 19 日まで

私の年金記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給期間となっているが、支給決定日とされている当時は、長男を出産し、育児に専念していた時期である。脱退手当金の請求手続を行った記憶も受給した記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち、申立期間より前の被保険者期間（20 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が無いことが確認できるところ、申立人の事業所を管轄する社会保険事務所（当時）が管轄している複数の別の事業所の被保険者において、申立人と同時期に脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿の欄には「脱」の表示があることを踏まえると、申立人の脱退手当金に係る事務処理に不自然さが認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
私は、社会保険事務所（当時）の記録で、昭和 51 年 5 月 25 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、申立期間に勤務していた A 社を退職後、脱退手当金を受給したことは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、8回の被保険者期間のうち、申立期間より前の7回の被保険者期間（計 94 か月）がその計算の基礎とされており、未請求となっているが、申立人がこれらを失念するとは考え難い。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において申立人の前後 50 人の女性被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失した女性で、資格喪失時に脱退手当金の受給資格を満たしている 49 人のうち、オンライン記録で脱退手当金を支給したことになっている者は申立人を含めて 4 人と少ない上、A社における資格喪失時期が通算年金制度創設から約 16 年を経過した昭和 51 年 5 月で、申立人は当時 51 歳であることを踏まえると、過去の被保険者期間の有無を本人に照会しないまま、事業主が脱退手当金の代理請求を行っていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月4日は2万円、同年12月5日は10万円、16年7月9日は24万円、17年7月8日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月4日
: ② 平成15年12月5日
: ③ 平成16年7月9日
: ④ 平成17年7月8日

私の標準賞与額を確認したところ、当時のA事業所の賞与明細書において、平成15年7月、同年12月、16年7月及び17年7月に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録から欠落していることに納得できない。賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA事業所から提出された賞与に係る給与支給表により、申立人は、平成15年7月4日、同年12月5日、16年7月9日及び17年7月8日に当該事業所から賞与の支給を受け、賞与支給額に見合う標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及びA事業所から提出された賞与に係る給与支給表により、平成15年7月4日は2万円、同年12月5日は10万円、16年7月9日は24万

円、17年7月8日は27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成15年8月29日は10万円、17年8月26日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月29日
: ② 平成17年8月26日

私の標準賞与額を確認したところ、A社から平成15年8月及び17年8月に賞与の支給を受け、当時の給与支払明細書（賞与）において厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の被保険者記録から欠落しているため、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年8月及び17年8月に係る給与支払明細書（賞与）により、申立人は、15年8月29日及び17年8月26日にA社から賞与の支給を受け、賞与支給額に見合う標準賞与額に相当する厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された給与支払明細書（賞与）により、平成15年8月29日は10万円、17年8月26日は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和57年2月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を昭和56年1月から同年7月までは26万円、同年8月から57年1月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月1日から57年2月1日まで

私は、申立期間については、A社及びB社で継続して勤務しており、いずれも同一企業内のグループ会社であったが、申立期間の一部期間の標準報酬月額が報酬月額と相違しており、また、一部期間の厚生年金保険に係る加入記録が無い。厚生年金保険の標準報酬月額が相違する期間及び未加入期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社において昭和53年8月28日から57年1月31日までの期間、継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和56年12月31日）の後の57年2月22日付けで、申立人の同社における資格喪失日は、56年12月31日と遡って記録されている上、標準報酬月額は、当初、同年1月から同年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは30万円と記録されていたところ、遡及して9万8,000円に減額訂正が行われたことが確認できる。

さらに、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「A社ではC部でD（業務）の担当で

ある。」と供述しており、複数の元同僚は「申立人は、社会保険事務は担当していなかった。」と供述していることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正及び資格喪失日の遡及処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る資格喪失日及び標準報酬月額の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である昭和 57 年 2 月 1 日であったものと認められ、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、56 年 1 月から同年 7 月までは 26 万円、同年 8 月から 57 年 1 月までは 30 万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年8月から5年2月までは44万円、11年4月から13年5月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から5年3月21日まで
② 平成5年3月21日から同年4月1日まで
③ 平成11年4月1日から13年6月16日まで

私は、昭和61年10月から平成5年4月1日までA社に継続して勤務していた。しかし、この勤務期間のうち3年8月から5年2月までは、実際に支給されていた給与は44万円であり、この期間の給与の減額は一度も無かったにもかかわらず、標準報酬月額が8万円に改ざんされている。また、同社における厚生年金保険の加入記録は同年3月21日までとなっており、同年3月分の被保険者記録が欠落している。さらに、7年7月3日から13年6月16日まではB社に勤務し、この期間の給与は38万円であったにもかかわらず、11年4月から13年5月までの標準報酬月額が28万円に減額されている。納得できないので、調査して厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月21日より後の同年3月25日付で、申立人の標準報酬月額は、当初、3年8月から5年2月までは44万円と記録されていたが、遡及して8万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は、C（作業）

担当社員である。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額、事業主が当初届け出たとおり、44万円に訂正することが必要である。

2 申立期間③については、オンライン記録によると、B社における申立人の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する38万円と記録されていたところ、平成13年4月25日付けで、11年10月及び12年10月の定時決定が取り消され、11年4月1日に遡及して28万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、元取締役及び元副店長の二人についても申立人と同様に平成11年4月1日に遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は、B社D店の店長であった。」と証言していること、及び社会保険関係の手続については経理担当が顧問社会保険労務士を通じて行っていたことが確認できることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

加えて、当該事業所の経理担当であった元事業主の妻は、「申立人の給与額については記憶に無い。ただし、申立期間当時は、経営が苦しかった。」と供述している上、当該事業所の顧問社会保険労務士は、「申立期間当時は、会社の経営も悪くなっており、E社会保険事務所（当時）の職員が何回か厚生年金保険料等の徴収に会社に来ていたということ聞いた。」と証言していることから、当時、当該事業所において保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成13年4月25日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したのものとは認められず、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、38万円に訂正することが必要である。

3 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に平成5年9月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人と同様に平成5年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、雇用保険の加入記録が同年9月15日までとなっている当該事業所の元従業員から提出された同年の給与支払報告書に記載されている社会保険料控除額は、当該元従業員のオンライン記録上の当該事業所における厚生年金保険及び健康保険の被保険者であった期間（4年12月から5年2月まで）の社会保険料の金額とほぼ一致していることから、同年3月以降の保険料が控除されていたことはいかかえず、申立人も当該元従業員と同様の処理がされていたものと推認できる。

また、オンライン記録において、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、元事業主の妻は、「会社は既に倒産しており、当時の資料は一切残っていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年2月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を15万円とする必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月21日から51年1月まで
② 昭和51年2月11日から同年4月1日まで
③ 昭和52年8月31日から同年9月まで
④ 昭和52年10月から53年7月まで
⑤ 昭和53年8月から54年9月まで
⑥ 昭和54年10月から55年1月まで
⑦ 昭和55年2月から同年7月まで

私は、年金受給のための被保険者期間が足りないので、脱退手当金の支給を受けたが、「A社」、「B事業所（現在は、C事業所）」、「D事業所」、「E事業所」、「F事業所（現在は、G社）」及び「H事業所」に、それぞれ勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人のB事業所に就職した経緯及び具体的な業務内容の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は当初、「昭和51年4月1日」と記録されていたところ、52年2月7日付けで、「51年2月11日」に訂正されていることが確認できる上、申立人は、「当該事業所

に勤め始めたのは、51年の寒い頃であった。」と供述しており、訂正後の資格取得日と申立人の供述内容は符合する。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人を含む6名について同様の取得日訂正の記録が確認できるが、オンライン記録においては、申立人の記録のみが訂正されておらず、社会保険事務所における年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年2月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和51年4月の上記被保険者名簿の記録から15万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、申立人は、「I市に所在するA社に昭和50年5月21日から51年1月までの期間、勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は、昭和57年2月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在も確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と被保険者期間が重なる元同僚3名に照会したところ、そのうち1名から回答を得たが、申立人の勤務期間等は記憶しておらず、勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所における申立人の資格喪失日については、上記被保険者名簿とオンライン記録は一致しており、記録訂正等がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「J区に所在するB事業所に、昭和52年8月31日から同年9月までの期間、勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C事業所は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態については不明である。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と被保険者期間が重なる元同僚2名に照会したところ、2名ともに回答が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について

確認することができない。

さらに、当該事業所における申立人の資格喪失日については、上記被保険者名簿とオンライン記録は一致しており、記録訂正等がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、申立人は、「K県L市に所在するD事業所に昭和52年10月から53年7月までの期間、勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、「D事業所」及び類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において「D事業所」という事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、事業主等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、「M市に所在するE事業所に昭和53年8月から54年9月までの期間、勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、E事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局において「E事業所」という事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、事業主等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥については、申立人は、「N市に所在するF事業所に昭和54年10月から55年1月までの期間、勤務していた。」と主張している。

しかしながら、G社は、「申立人に関する勤務記録等はない。」と回答している。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保

険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 申立期間⑦については、申立人は、「O県P市に所在するH事業所に昭和55年2月から同年7月までの期間、勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、H事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局において「H事業所」という事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、事業主等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑦における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 8 日から 43 年 9 月 1 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）に勤務していた厚生年金保険の加入期間について、年金記録では脱退手当金を受給したになっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、申立人は、昭和 39 年 8 月 17 日付けで旧姓で再交付された厚生年金保険被保険者証を所持しており、同時点において申立人は既に申立事業所に勤務し、新姓で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該被保険者証の再交付手続は申立人本人が行ったものと考えられ、申立人は申立期間直前の未請求期間についても厚生年金保険に加入していたことを認識していたものと推認できることを踏まえると、申立人が脱退手当金の請求に当たり 3 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 43 年 9 月 1 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した申立人以外の 16 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは 1 名のみと少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から同年4月1日まで

私は、昭和36年9月からA社に勤務していたが、38年1月からは、同社B支店の営業権を譲渡されたことで設立されたC社に勤務することとなった。しかし、C社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同年4月1日となっており、同年1月1日から同年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落している。

私は、A社からC社に転籍する際も休んだりすることなく、継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録が欠落することは無いはずであるので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はC社に入社した経緯として、「A社からC社が独立する際、C社の社長から来てほしいと言われて了解し、A社B支店のときと同じ事務所で休むことも無くC社に勤務した。」と供述しており、複数の元同僚も、A社が同社B支店に人的要員を付けた上で、C社に営業権を譲渡した（A社が主導となってC社が独立している。）旨の証言をしている。

また、申立人は、「申立期間はC社に勤務していたと記憶している。昭和37年の暮れには既に、親会社のA社から独立する形でC社が設立され、同社に来てほしいという話があった。38年1月から社名は既にC社にな

っていた。」と供述しているものの、C社で給与計算や社会保険関係を担当していた元同僚は、「38年1月から同年3月までの給与はA社から支給されており、そこから厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社及びC社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、既にA社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から53年3月まで

私は、当時近所に住んでいた奥さんが、毎月国民年金保険料を集金に来ていたので、家族や近所に住んでいた義姉と同様にその人に保険料を納付していたのに、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の集金を依頼された近所の奥さんに保険料を納付していたと主張するところ、申立人が集金に来ていたと申述する女性は、申立人の家には集金に行っていなかったと述べている上、申立人の年金手帳の国民年金記号番号は、昭和52年11月8日にA社会保険事務所（当時）からB市に払い出された2,000件の記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、申立人は53年3月に国民年金の加入手続を行い、申立人が44年6月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、B市の保管する国民年金資格取得者一覧においても、昭和53年3月以前に申立人が加入手続を行った記録は無く、同年3月に申立人が加入手続を行うまで申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われていたことから、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人と同様に納付していたとする申立人の母が被保険者資格を取得した時期は昭和48年6月であり、申立人の兄が国民年金の加入手

続を行った時期は 56 年 7 月、申立人の義姉が加入手続を行った時期は 52 年 4 月であり、それぞれ加入手続が行われるまで申立人同様国民年金に未加入である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から11年3月まで
② 平成11年4月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、当時居住していたA市役所で母が毎年免除申請を行っていた。また、オンライン記録によると、平成11年度の免除申請を平成11年11月8日に行ったこととなっているが、当時の状況からは考えられず、もっと前に免除申請を行っていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金保険料の免除申請を毎年行っていたと述べているところ、申立期間を申請免除期間とするためには、それぞれの年度当初に計2回の免除申請を行う必要があるが、オンライン記録において、平成10年度の免除申請の記録は確認できず、11年度については、平成11年11月8日に免除申請が行われ、同年10月から12年3月までの期間が11年12月9日に承認されていることが確認できる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（保険料免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3787

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月から61年3月まで

私は、年金の重要性を認識し、退職等により年金制度の資格が変更する場合は必ず変更手続を行っており、昭和53年11月に結婚したことに伴い、それまで勤務していた会社を退職したときにも、A市役所年金課窓口にて夫と共に赴き、国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受け、それ以降の国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は、昭和61年4月21日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された記号番号の一つであり、同市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は同年4月1日に第3号被保険者資格を取得したことが記載されており、同名簿の保険料納付記録欄の同年3月の欄に「この日まで納付不要」と記録されている上、申立人の所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日が同年4月1日と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人から提出された上記記号番号とは別の記号番号が記載された年金手帳には、申立人が昭和54年6月13日に任意で資格取得した記載があるものの、その後の住所変更及び国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録に係る記載は無く、申立期間の保険料納付の前提となる市町村での国民年金の諸手続が行われた形跡も無い上、当該記号番号は別人の基礎年金番号として付番されている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する
前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見
当たらない。

加えて、申立期間は 82 か月と長期間である上、申立人の申立期間に係
る国民年金の諸手続及び保険料の納付状況についての記憶は曖昧で具体性
が無い上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告
書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ
る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、昭和60年6月に会社を退職後、同年8月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括で納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年8月頃、国民年金の加入手続きを行い、市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申述しているところ、オンライン記録によれば、申立期間直前の同年6月は、61年10月27日の還付及び充当決議により同年8月の保険料が充当された期間となっていることから、当該充当処理されるまで当該期間は未納であったと考えられる上、同年6月16日に過年度納付書が作成されており、この作成時点において、上記の充当期間及び申立期間は連続した未納期間であったと推認できることから、申立人が60年8月頃に市役所の窓口で申立期間の保険料を一括納付したとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付書によらず、現金のみで納付し、その際、年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄にA市のゴム印を押され領収証書は出なかったと申述しているが、年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄については、国民年金の被保険者資格記録を記載するものであり、保険料納付の記録を記載されるものではない。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年9月まで

私は、平成3年当時は大学生であり、収入の無い大学生が国民年金保険料を納めることに納得ができず、当初は保険料を納付しなかった。しかし、半年ぐらいたち、最初の2か月の保険料の納付期限が切れた後、将来のことが心配になり、自分でその後の保険料を納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃に国民年金保険料の納付書が届き、その後半年ぐらい経過し、同年4月及び同年5月の納付期限が切れた後、申立期間の保険料の納付を開始したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年11月1日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、4年2月13日に年金手帳が発行され、同日に3年4月から4年3月までの納付書が送付されたことが記載されていることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成3年10月から4年7月までの保険料が5年11月18日に納付されたことが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかった事情がうかがえる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年5月までの期間、同年10月から46年5月までの期間、同年6月から49年12月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年5月まで
② 昭和45年10月から46年5月まで
③ 昭和46年6月から49年12月まで
④ 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和49年頃、A町（現在は、B市）で役場の職員に国民年金保険料を遡って納付することができると言われたので申立期間①、②及び③について数万円を納付した記憶がある。また、結婚してからは、夫が毎月、銀行で納付してくれていたのに申立期間④が未納となっているので、これらの期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和49年頃に申立期間①、②及び③の国民年金保険料を遡って納付したと主張するところ、申立人の年金手帳の国民年金記号番号は、51年11月5日にC社会保険事務所（当時）から、A町に払い出された300件の記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、申立人の国民年金の加入手続は52年3月に行われたと推認できることから、この時点において、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の特殊台帳により、昭和52年3月11日に50年1月から51年3月までの過年度保険料1万6,500円を遡って納付している記録が確認でき、このとき同年4月から52年3月までの現年度保険料1

万 6,800 円も同時に納付していると推量され、合わせた額は 3 万 3,300 円となり、申立人が当時手元にあった約 3 万円で納付したと申述している金額とおおむね一致することから、この記憶が申立てにつながっていると思料される。

さらに、申立期間②については、国民年金に未加入の期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

2 申立期間④については、申立人の夫が毎月、銀行で保険料を納付していたと主張するところ、オンライン記録により昭和 61 年 10 月 8 日に申立期間④に係る過年度納付書が作成されている記録があることから、その時点において申立期間④は未納であることが確認できる。

3 申立人が申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3791

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 60 年 12 月まで

私は、昭和 61 年 1 月に上京したが、その頃母から国民年金保険料の未納分を納付するよう言われ、A 市又は B 市で国民年金の加入手続を行い、1 か月に納められる金額での分割納付書を作成してもらい、毎月金融機関で納付していた。20 年以上も前のことで、書類などは残っていないが納付が完了したことを鮮明に覚えているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 10 月以降に社会保険事務所（当時）から A 市へ払い出されており、申立人の前後の被保険者の納付記録等から、申立人の国民年金の加入手続は 63 年 2 月に行われ、その際、57 年 2 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 47 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3792

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月

私は、会社を退職後、すぐに役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が国民年金に未加入の期間とされていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」の欄には、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載され、国民年金の加入手続を行ったA市のゴム印が押されている上、それ以前の被保険者資格記録は記載されておらず、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われており、制度上、納付書が発行されないことから、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額等を覚えていないと述べている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3793

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から52年3月まで

私の夫の年金記録は、昭和46年4月から52年3月まで未納とされているが、申立期間当時、義父が家族全員分の国民年金保険料を納めていたはずである。義父母と義妹の保険料が納付済みであるのに、夫の保険料を納めなかったとは考え難く、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月12日に社会保険事務所(当時)からA市(現在は、B市)に払い出された手帳記号番号の一つであり、B市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、52年2月28日に年金手帳が交付されたことが記載されており、その時点で、申立期間のうち49年12月以前の保険料は時効により納付することはできない期間である上、同名簿によれば、申立期間のうち同年4月から52年3月までの期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の手帳記号番号と連番で払い出された長弟は、申立人と同様に昭和52年3月以前の期間は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっており、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 63 年 12 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月に A 市の実家に住所を移したときに、母が A 市役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は父の銀行口座から振替で納付していた。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が昭和 58 年 4 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は父の銀行口座から振替で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、B 区において平成 3 年 3 月頃に払い出され、同時期、国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、加入時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳管理簿において、昭和 58 年 3 月から 59 年 5 月までの期間に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号を縦覧調査した結果、申立人の氏名を確認することはできない上、オンラインシステムにおいて、申立人の氏名の読み方を変えて検索した結果及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 69 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3795

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から48年3月まで

私は、昭和42年3月に高校を卒業してから60年3月までは、地元のA郡B町で父が経営する「C事業所」で働いており、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は父自身の保険料と一緒に納付していたと聞いている。

申立期間当時は、毎月、町内会長が保険料を集金に来ており、同会長は保険料をまとめて納税組合に渡さなければならないので、父は必ず納付していたと言っており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和48年1月頃に払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、同年1月を基準にすると、申立期間のうち43年7月から45年9月までの保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父から聞き取り調査を行うことができず、具体的な保険料の納付状況を確認することができない上、申立人に係るB町の国民年金被保険者名簿には、保険料が昭和48年4月から納付されて

いることが確認でき、当該被保険者名簿に記録の訂正等の形跡は無い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、結婚後、国民年金に加入して以降、夫の国民年金保険料と一緒に私の分の保険料も納付してきた。今年 60 歳になるが、これまできちんと納付しており一度も未納は無いはずであるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 54 年 7 月 1 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年 9 月頃に行われ、加入時において 46 年 12 月に遡って資格を取得したものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、54 年 9 月の時点では、申立期間のうち 52 年 6 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人は過去の保険料を遡ってまとめて支払った記憶は無いと述べている。

また、オンラインシステムにおいて、申立人の氏名の読み方を変えて検索したが、申立期間に国民年金に加入していた形跡は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 76 か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで

私は、申立期間当時は学生であったため、母が平成6年12月にA市役所において、国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請を行ってくれたが、同年12月から7年3月までの保険料が免除ではなく未納とされている。母は姉の免除申請も行っており、姉は申立期間が免除となっているのに、私は申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が平成6年12月にA市役所において、国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請を行ってくれたと申述しているが、申立人の国民年手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により7年5月9日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されたことが確認でき、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できる上、申立期間当時、保険料の申請免除が承認される期間は、申請のあった日の属する月の前月からとされており、加入時点において、同年3月以前の保険料は申請免除の対象とならない。

また、オンライン記録によると、平成7年9月11日付けの過年度保険料の納付書発行履歴が確認でき、申立期間は未納であったことが推認されることから、申立人の母が免除申請を行ったとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 10 日から 45 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 8 月から兄 3 人と A 社を設立し、経営してきた。しかし、A 社における私の厚生年金保険被保険者記録が、45 年 6 月 1 日からになっていることに納得できない。当初、社会保険事務所（当時）の記録が A 社でなく、B 社と記録されていることも不自然であるので、年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る閉鎖登記簿謄本により、当該事業所が昭和 42 年 7 月 24 日付けで設立登記され、申立人が取締役になっていることが確認できることから、申立人が申立期間のうち設立日以降当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 45 年 6 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、「貸金台帳及び源泉徴収簿等の所在は不明である。」と供述している上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している 10 名のうち 9 名の厚生年金保険被保険者記号番号は、その払出簿により、昭和 45 年 6 月 3 日に新たに払い出され、同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記 9 名のうち 1 名の元同僚は、「前職を退職した昭和 43 年 3 月の後、間をおかずに A 社に入社しているが、社長を含めて全員が 45

年6月1日に被保険者資格を取得しているのであればそれが正しく、それ以前に厚生年金保険料を控除されていれば気付いたはずだ。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 9 月 2 日まで

私は、昭和 48 年 7 月から 49 年 12 月まで A 社に勤務していたが、48 年 7 月から 49 年 9 月 2 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険完備との社員募集の広告を見て入社したので、厚生年金保険加入期間が欠落しているのは納得できない。」と主張しているところ、申立人から提出された写真（A社の社長室で撮影）に写っているカレンダーから、申立期間中の昭和 48 年 11 月において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が加入していたB厚生年金基金及び申立人に係るA社に係る雇用保険の加入記録は、いずれも昭和 49 年 9 月 2 日からの加入記録となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときの事業主は、「当該事業所の貸金台帳等の関係資料は無い。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所において、申立期間当時、入社より遅れて社会保険に加入している元同僚は、「この欠落している期間は見習期間中であったかもしれない。」と供述してところ、複数の元同僚の入社時期と雇用保険又は厚生年金保険への加入時期を調査した結果、入社時期と雇用保険又は厚生年金保険への加入時期が一致していない者が散見される。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から7年6月まで

私は、平成元年5月から7年6月まで、A区Bに所在したC社にD（職種）として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。私は、正社員であったので、同社において厚生年金保険に加入していたはずだが、申立期間の厚生年金保険の被保険記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務した期間は特定できないものの、申立人は、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時経理担当だった元同僚は、「入社時に厚生年金保険への加入を勧奨したものの、D（職種）で加入した者は半分もいなかった。」と供述している。

また、当時、D（職種）であった複数の元同僚は、手取り額を多くするため、厚生年金保険への加入を希望せず、加入していなかった者が多数いた旨の供述をしている。

さらに、C社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、整理番号1番（昭和59年12月1日資格取得）から69番（平成8年1月22日資格取得）までに申立人の氏名は無く、当該決定通知書の記載内容とオンライン記録は一致する。

加えて、C社は、「申立期間における給与台帳は保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 18 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 35 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 16 日まで

私は、A社及びB社に勤務したときの厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が昭和 42 年 5 月 19 日に支給されたと記録されているが、受給した覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号*番から*番まで(申立人は、*番)において、女性で申立人の資格喪失日の前後約2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者は申立人を含めて11名おり、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち8名は3か月以内、2名は4か月以内に支給決定がなされている上、当該事業所で社会保険の手続事務に関わった当時の同僚は、「脱退手当金の受給手続は会社が代理請求したと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和 42 年 5 月 19 日に支給決定されているほか、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金の支給対象となった二つの事業所における厚生年金保険被保険者期間は、同じ厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている一方で、申立人は、B社を退職して3か月後に再就職した事業所におい

て新たに記号番号の払い出しを受けており、これは、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 26 日から 30 年 2 月 20 日まで
② 昭和 30 年 10 月 1 日から 34 年 11 月 6 日まで

私は、A社及びB社で加入した厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたと記録されているが、脱退手当金として受給した覚えが無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認でき、欄外に「脱退手当金支給済」のゴム印が押されていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金が申立人の意思に基づかないで請求されたものとは認め難い。

また、申立人に係る厚生年金被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる資格期間及び標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和35年6月15日に支給決定されているほか、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかえられない。

さらに、申立人は、「当時、元夫からお見舞い品をもらい、そのお返しをするために年金から1万円借りた。」と供述しているところ、当時、年

金から貸し出しを行う制度は無く、借りたとする金額は脱退手当金の支給額に相当することから、脱退手当金を受給したことを借り入れと思い違いしている可能性が高い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から33年4月1日まで
私は、昭和30年4月から3年間、A市に所在するB社に住み込みで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の元同僚及び当時の仕事内容を具体的に記憶していることから、勤務した期間は特定できないものの、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「求人を見て、応募したが、正式な雇用であったかどうか分からない。」と供述しているところ、当該事業所で申立人と同じC（部門）で働いていた複数の元同僚（いずれも正社員であったと供述している。）は、申立人のことを覚えていない上、現在の事業主は、「平成13年4月にC（部門）を廃業しており、申立期間に係る関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、上記複数の元同僚が記憶する入社時期から、厚生年金保険の資格取得時期は2年から3年遅れていることから、当該事業所では必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3915 (事案 1868 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年後半頃から 52 年頃まで

私のA社(現在は、B社)に勤務していた期間については、申立てが認められないとの通知を受け取ったが、前回の申立てにおいて氏名を挙げた同僚2名が意見書を提出してくれており、また、新たに8名の同僚の氏名を思い出したので、それらの同僚から改めて事情を聞き、私が正社員として勤務し厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、B社が提出した昭和46年から52年までの社会保険事務所(当時)の確認印のある健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書に申立人の氏名は無く、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は無いこと、ii) 当該事業所は、「健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書に申立人の氏名が無いことから、申立人は正社員でなかったと思われるため、厚生年金保険への加入はなかったのではないか。」と回答していること、iii) 申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に平成22年6月2日付けで、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、元同僚2名の意見書を提出し、新たに元同僚8名の氏名を挙げているところ、複数の元同僚が、「申立人は、正社員だったと思う。」と証言していることから、申立人は当該事業所に正社員として勤務

していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚のうちの1名及び当該元同僚が氏名を挙げた1名は、「私もA社に勤務していた期間のうち、5年間くらい厚生年金保険に加入していない期間がある。」と供述している上、この2名が厚生年金保険に加入していないとする期間が申立期間と一部重複していることから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしも全社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 7 日から 44 年 8 月 26 日まで

私は、平成 16 年 8 月に年金の受給手続のため社会保険事務所（当時）へ行った際、申立期間の脱退手当金を支給されていると言われたが、申立期間当時は脱退手当金という制度を知らなかったし、受け取った覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和45年2月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 8 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで

私は、年金記録では昭和 42 年 9 月 11 日に申立期間の脱退手当金が支給されたこととなっているが、その時期はA県のB社に勤務していた頃であり、脱退手当金を請求した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、C社を退職した約1年7か月後の昭和42年10月9日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年9月11日に支給決定されていることを考え併せると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 51 年 4 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）に非常勤職員として昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月末までの間勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所は、「申立人は、昭和 50 年 7 月 1 日から同年 12 月 27 日までの期間及び 51 年 1 月 5 日から同年 3 月 31 日までの期間について、短期雇用の非常勤職員として勤務していた。」と回答しており、申立人が当該期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所は、「申立期間当時、非常勤職員については短期と長期に区分して採用しており、申立人は短期の非常勤として採用されているため、内部規定により、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、同事業所が提出した「昭和 50 年度賃金支弁職員の取扱いについて」という文書には、短期間の賃金職員については、社会保険は適用しないと明記されている。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
私は、申立期間において、A（地名）にあったB（業種）のC社にD（業務）担当の正社員として勤務していた。E年金事務所で、この間の脱退手当金を支給されていることが分かったが、脱退手当金の説明を会社から受けておらず、脱退手当金をもらった記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年9月13日に支給決定されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「年金をもらうつもりが無かったので当該事業所を退職後、国民年金に加入しなかった。」と述べているとおり、申立期間に係る事業所を退職後、相当期間において公的年金制度に加入しておらず、年金受給の意思がうかがえないことから、それまで加入してきた厚生年金保険を精算したものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月1日から6年10月1日までの期間について申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月1日から12年8月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から12年8月31日まで
私は、平成5年9月から12年7月までの期間の標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられているので正しい額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間のうち平成5年9月から6年9月までの標準報酬月額については、当初、47万円と記録されていたところ、同年5月11日付けで5年9月から同年12月までは20万円に、6年10月26日付けで同年1月から同年9月までは8万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務を担当していた申立人の義弟は、「社会保険料を滞納しており、標準報酬月額を下げることによって、滞納額を減らした。」と供述している上、義弟の標準報酬月額についても、申立人と同様の遡及訂正が行われていることがオンライン記録において確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、体調を崩したことをきっかけに、代表者印は義弟に預け、会社経営は行っていなかった。」と主張しているが、元従業員は、「会社経営は、社長（申立人）と専務（申立人の義弟）が相談して行っていた。」と供述している上、社会保険事務所（当時）で

は、「標準報酬月額の見直し処理を行う場合、会社の代表者印が押印された届書でなければ受け付けない。」と回答していることを踏まえると、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正及び届出の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から12年7月までの標準報酬月額について、「実際の報酬額よりも低く記録されている。」と主張しているが、オンライン記録によると、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく申立人に係る当該期間の定時決定が処理されていることが確認でき、遡及訂正等の記録も無く、社会保険事務所の処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成6年10月から12年7月までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から同年 12 月 20 日まで
私は、A社B事業所に平成 17 年 12 月 20 日まで勤務していたが、同年 10 月 1 日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B事業所に平成 17 年 12 月 20 日まで勤務していたのに、当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を同年 10 月 1 日で喪失していることに納得がいかない。」と主張しているところ、当該事業所から提出されたC（職種）台帳兼労働者名簿により、申立人が 18 年 1 月 20 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成 17 年 10 月から同年 12 月の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、当該事業所は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出し、「申立人は、17 年 9 月まで正社員であったが、同年 10 月より定時制職員へ移行したため、被保険者資格を同年 10 月 1 日付けで喪失しており、申立人から申立期間の保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、当該事業所が加入していたD厚生年金基金から提出された「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日は平成 17 年 10 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は当該事業所で平成 14 年 11 月 21 日に資格取得し、17 年 9 月 30 日付けで離職しており、

同年10月1日付けで再取得の手続がなされていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月頃 から 33 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間において、A市にあったB事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、その間の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の元事業主は、「私が昭和 32 年頃、父が個人経営していたB事業所に勤務するようになったとき、申立人は、旧姓で勤務していた。私たちは、1年半ほど一緒に勤務したと思う。」と供述しており、申立人の当該事業所における勤務実態が推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 33 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「申立人の申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行い、厚生年金保険料を納付したかについては、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和 33 年 9 月 1 日であることから、資格取得の届出及び保険料納付は行っていない。適用事業所となると同時に、当時勤務していた全従業員 6 名について資格取得の届出を行ったので、申立人は、その時点では既に退職していたものと思われる。」と回答している。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している 6 名のうちの 1 名は、「B事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、私たち従業員が事業主に厚生年金保険に加入したいと申し入れたのがきっかけである。」と供述しているところ、申立人は、

当該経緯について「知らない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 29 日から 50 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年 12 月 29 日とされている。年末休があったので、最終出勤日は同年 12 月 28 日であったが、総務担当者から退職日は同年 12 月 31 日だと説明を受けていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事発令記録から、申立人は、同社を昭和 49 年 12 月 31 日付けで退職していることが確認できる。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日は昭和 49 年 12 月 29 日と記載されている上、雇用保険の加入記録とも一致している。

また、当該事業所から提出された申立人の昭和 49 年度分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を見ると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 28 日から 45 年 7 月 26 日まで

私は、58 歳当時、年金相談のため年金事務所を訪れた際、自らの厚生年金保険は既に脱退手当金として受給済みである旨の説明を受けた。老後は年金をもらうつもりでいたし、当時、金銭的に困窮することも無かったので脱退手当金は受け取っていない。年金事務所の回答に納得できないところがあるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から 37 年 2 月 1 日

私は、昭和 35 年 3 月に高等学校を卒業し、すぐに叔父が経営する A 社（現在は、B 社）に入社し、同社の寮に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 37 年 2 月 1 日となっており、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 35 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社は、「A 社の申立期間当時における資料、記録等が全く無いため厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び同社で厚生年金保険に関する届出を担当していた同僚は、いずれも既に死亡しているため、申立人の保険料の控除の状況について確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた先輩及び後輩社員と申立人の 3 人が、いずれも昭和 37 年 2 月 1 日付けで資格取得し、厚生年金保険被保険者記号番号が連番で払い出されていることが確認できることから、当該事業所は、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に事業所の判断により加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 38 年 1 月 27 日まで
私は、A社B工場で勤務した期間について、脱退手当金が支給されたと記録されているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年7月12日に支給決定されているとともに、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、上記被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年1月27日の前後2年以内に資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格を有する18人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、11人（申立人を含む。）に支給記録があり、うち申立人を含む7人が6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3927 (事案 170 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から32年2月1日まで

私は、前回の申立てにおいて、A社(現在は、B社)C支店に勤務していたことは認められたが、厚生年金保険料を控除されていたことについては認められず、記録訂正に至らなかった。勤務していたことから厚生年金保険に加入していたことは確実なので、再度調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社D支店から提出された職員カードにより、申立人が、昭和29年12月1日にA社C支店に仮採用され、32年1月31日に依願退職したことが確認できるが、申立期間は、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である上、事業主は、申立人の厚生年金保険への加入に係る記録や賃金台帳を保管しておらず、厚生年金保険料控除を確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、仮採用であっても勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずであると主張し、支店長以下10名の氏名を挙げているが、連絡の取れた元同僚2名のうち、唯一申立人を覚えていた元同僚は、「申立人が勤務していたことは間違いないが、厚生年金保険の取扱いや、保険料控除等の事務的なことは分からない。」と供述している上、事業主は、「申立人は、C支店で仮採用されているが、支店の仮採用者を本社において厚生年金保険へ加入させていたかどうかについては、資料が無く、はっきりしたことは分からないが、加入させていなかったと

思う。」と回答している。

また、複数の元同僚は、A社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認できることから、念のため、当該被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3928 (事案 3235 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月30日から25年4月18日まで

私は、申立期間については、第三者委員会の調査でA社（現在は、B社）の被保険者期間であったことは認めてもらったが、その後、当該被保険者期間（申立期間）に脱退手当金の支給記録があるので厚生年金保険の被保険者期間とならないとの連絡があった。私は脱退手当金を受給していないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に勤務した期間が厚生年金保険の加入期間として記録されていないとの申立てがあり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の姓が同音異字で生年月日が同一の記録が見つかり、申立人の記録であると認められるなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年2月23日付けで年金記録の訂正が必要であるとの通知が行われているが、通知後に当該期間は脱退手当金が支給されていることになっていることが判明し、申立人から、当該期間に係る脱退手当金は受給していないとの再申立てがあったものである。

再申立ての脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和25年5月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金の支給決定日（昭和25年5月10日）は、通算年金制度創設前である上、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日の前後約3年以内に脱退手当金を支給したこと

になっている元同僚は、「会社が代わりに脱退手当金の申請手続きをしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から29年9月1日まで
② 昭和30年1月20日から38年1月29日まで

私は、A事業所及びB社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、B社を退職した当時は、脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続を行っておらず、脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給対象期間の最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和38年10月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和38年1月29日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、退職時に脱退手当金の受給資格を有していた29人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、22人に支給記録が確認でき、そのうち13人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、元同僚は、「脱退手当金の請求手続は会社にしてもらった。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月から同年4月頃まで

私は、昭和20年3月、A市のB社が所有するC丸にD（職種）として乗船した。

同船はE港からF港に向かう途中の昭和20年4月又は同年5月頃にG国軍の潜水艦の魚雷による攻撃を受けて沈没し、私だけが漁船に救助され上陸した。乗船していた期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社が所有するC丸にD（職種）として乗船していた。」と主張している。

しかし、B社は、既に船員保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在は確認できない上、H（機関）作成の喪失船舶一覧表及び戦時加算該当船舶名簿により、申立期間当時、C丸はH（機関）の管理下にあったものと推認できるところ、H（機関）は既に解散しており、申立人の勤務期間、船員保険の適用状況及び船員保険料の控除について、当時の資料を確認することができない。

また、上記喪失船舶一覧表によると、C丸は、昭和20年5月8日に雷撃により沈没した船舶であることが確認でき、B社の船員保険被保険者名簿には、船名の記載は無いものの、申立期間と符合する「同年3月1日資格取得」、「同年5月8日資格喪失」の資格記録を有する25人の被保険者が記載されていることは確認できるが、当該名簿に申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は沈没したC丸の乗組員における唯一の生存者であると供述している上、上記船員保険被保険者名簿に記載されている元同僚は所

在が判明しないため、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月31日から43年3月1日まで
私は、昭和32年9月からA社で厚生年金保険に加入しており、その後、45年1月に退職するまで継続していたはずであるが、40年12月31日から43年3月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年12月31日から43年3月1日までの期間も退職することなく継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和40年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるB氏は、「私は申立人から仕事の引継ぎを受けた。」と証言している上、38年5月1日から41年11月30日までの期間に被保険者記録が確認できるC氏からは、「B氏は申立人が退職するため、その交代要員として入社した。」との証言が得られた。

また、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主及び総務担当者の所在を確認することができず、厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない上、申立人が氏名を挙げた元同僚4名のうち3名は死亡しており、残る1名は聞き取り調査を行うことが困難であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
② 昭和 31 年 2 月 1 日から 32 年 2 月 25 日まで

私は、昭和 29 年 11 月から 33 年 8 月まで A 社 B 事業所に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の年金記録が欠落していることに納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 事業所の元労務担当者及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時の雇用形態が社員、準社員及び雇員であった者の記録は保管されているが、申立人に係る資料は保管されていないことから、当該雇用形態以外であったものと推測される。」と回答しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の元労務担当者は、「申立人が従事していた C（職種）は、季節労働者であり、毎年 4 月頃から 9 月頃までは、D（作業）を行い、そのほかの期間は自宅待機するのが原則であったが、申立人を含めて成績優秀者は、会社の配慮で工場内の作業を手伝っていた。また、この期間の社会保険の加入については、会社の都合で加入させていなかったと思う。」と証言している上、申立人と同様に C（職種）として勤務し、冬季の間も勤務を継続していた元同僚は、「冬の間は、事業所としては温情で雇用していたので経費節減が必要なときには、社会保険を喪失させていたのではないか。このような取扱いは当時の工場では、当たり前の状況だった。」と供述しており、オンライン記録によると、C（職種）であった

複数の者についても申立人と同様に厚生年金保険被保険資格期間が継続していないことが確認できることから、申立期間当時、当該事業所ではE（業種）の閑散期である冬季においては、多くの従業員について厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月31日から27年4月1日まで

私は、昭和26年5月31日から27年3月31日までGHQ（連合国軍最高司令部）のA市（現在は、B市）に置かれていたC事業所にD（職種）として勤務した。しかし、当時の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年5月31日から27年3月31日までの期間、A市のC事業所にD（職種）として勤務した。」と主張している。

しかし、在日米軍施設等の従業員の雇用、労務管理等の記録を保管しているE局は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入に関する記録は確認できず、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、オンライン記録において、「C事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できないが、名称が類似する「F事業所」という適用事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認でき、当該事業所は昭和26年6月15日に「健康保険のみ」の適用事業所となっており、申立人は当該事業所において同年6月15日に健康保険被保険者の資格を取得し、27年2月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、上記被保険者名簿において、申立人と同様に健康保険被保険者としての加入記録は確認できるが、オンライン記録において、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の

被保険者資格について」(昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長通知)により、26年7月1日以降は、非軍事的業務に使用される者は政府の直備使用人としての身分を喪失し、ハウス及びホテル等の家事使用人、クラブ、宿泊施設、食堂並びに映画事業等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならない者と扱われるようになったことが確認でき、申立期間のうち同年7月1日以降の期間については、D(職種)である申立人は非軍事的業務に使用される者であることがうかがえることから、厚生年金保険の強制被保険者として取り扱われなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。